

次期 えひめ・未来・子育てプラン 骨子 (案)

～結婚を希望 (のぞ) む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる
愛媛づくり～

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

これまで、「えひめ・未来・子育てプラン」(前期・後期)を策定し、次世代育成に向けた総合的かつ計画的な施策展開を図ってきた。

しかし、本県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成 16 年の 1.33 より若干上昇しているものの、若者層の少子化による人口減少や県外への転出の状況から、出生数は今後も低下することが懸念される。

少子化の進行に歯止めをかけ、本県で結婚したいと希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができ、また、生まれてきた子どもたちが心身とも健やかに育つことができるための取組みを、集中的・計画的に推進していくために本計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画 (努力義務)
県少子化対策推進条例に基づく県基本計画 (義務)
子ども・子育て支援法に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画 (義務)
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく県自立促進計画 (努力義務)
子どもの貧困対策推進法に基づく県子どもの貧困対策計画 (努力義務)
- (2) 目的達成のための目標数値及びその達成のための具体的な施策を明らかにし、実施計画としての側面を表した計画
- (3) 第 6 次県長期計画と整合の取れた計画
- (4) 児童の権利に関する条約締約国の自治体として、その理念を踏まえて作成する計画

3 計画の期間

平成 27 年度～31 年度

第2章 子どもを取り巻く現況

1 少子化の状況

(1) 出生数の減少と合計特殊出生率の低下

- ・本県の出生数は、35年間で半減
- ・本県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成16年の1.33以降、微増し1.52まで回復

(2) 総人口の減少

- ・本県の総人口は、1985年(S60)以降、減少傾向。平成26年4月、140万人を割り込み、国では2040年には107万4,618人と推計

2 少子化の要因

(1) 婚姻と出産の状況

- ・未婚化、晩婚化の上昇と結婚に対する意識とのギャップ
- ・理想の子どもの数(出産数と出産に対する意識とのギャップ)
- ・理想の子どもの数を持つことへの妨げは、経済面が最も大
- ・晩産化の進行

(2) 若年者の状況

- ・本県の若年女性(20歳代~30歳代)の総人口は、高校卒業時に約1割、大学等卒業時に約2割が県外へ流出。
- ・民間の調査では、若年女性の都市部へ流出が現状のまま続けば、2040年には103万4,216人と推計。県内13市町が消滅の可能性があると発表

3 家庭の状況

- ・核家族化の状況
- ・4割の子どもは、両親とも就業
- ・就労形態などによる家族形成状況の違い
- ・男女間で家事負担に大きな開き
- ・ひとり親世帯の置かれている状況

4 就労の状況

- ・雇用形態、非正規雇用
- ・女性労働力の推移、M字型曲線
- ・子育て世代の男性の長時間労働
- ・就労形態などによる家族形成状況の違い

- 5 子どもをめぐる問題
- ・子どもの交流機会の減少
 - ・児童虐待の激増
 - ・いじめの社会問題
 - ・子どもの貧困、貧困の連鎖

- 6 子育て支援対策への要望
- ・県政に関する世論調査

7 少子化の影響

(1) 経済面での影響

- ・労働人口の減少と経済成長への影響、社会保障負担の拡大

(2) 社会面での影響

- ・子どもの健やかな成長への影響

第3章 次世代育成に係るこれまでの取組み

1 「えひめ・未来・子育てプラン」の推進状況

(1) 総括

(2) 施策体系ごとの推進状況と今後の課題

- ・未婚化・晩婚化対策への取組み
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組み

2 子育てを取り巻く新たな課題

(1) 国の少子化対策

- ・50年後にも人口1億人程度の維持を目指す
- ・結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うため、子どもへの資源配分を大胆に拡充する。
- ・新たな少子化社会対策大綱の策定

(2) 子ども・子育て支援新制度と次世代法の延長

- ・質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供と地域における子ども・子育て支援の充実
- ・次世代育成支援対策推進法の延長

(3) 社会的養護の推進

- ・児童虐待の防止と社会的養護の質・量の充実

(4) 子どもの貧困対策

- ・子どもの貧困対策を総合的に推進（大綱の策定）

3 新計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

第4章 基本理念と展開方向

1 基本理念

少子化対策として、未婚化・晩婚化等対策を強化していく観点から、次代の親となる「若者の視点」を追加する。

■ 子どもの視点

子どもが大切にされ、心身ともに健やかに成長できる えひめづくり

■ 親の視点

安心して、夢を持って子どもを生き育てられる えひめづくり

■ 地域の視点

地域が一体となり、全ての子育て家庭を助け合い支え合う えひめづくり

■ 若者の視点

愛媛で暮らし、良きパートナーとの出会いに恵まれる えひめづくり

※県条例の理念も盛り込んだ文面とする。

2 計画の基本目標

(1) 出生に関する総合的な目標

施策の効果検証や県民の意識改革の観点から、出生に関する何らかの目標を設定する。(今後、議論)

(2) 8つの基本目標

子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、これまでの第3目標に含まれていた新制度関係施策を独立(特別に取り出し)させ、「希望する幼児教育や保育が受けられる えひめづくり」を追加し、8つの基本目標とする。

■ 第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる えひめづくり

【結婚前後期】

■ 第2目標 「命の誕生」が心から祝福される えひめづくり

【出産・妊娠期】

■ 第3目標 「家族・地域の愛情」で育む えひめづくり

【乳幼児期】

■ 第4目標 「希望する幼児教育や保育」が受けられる えひめづくり

【就学前後期】

- 第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する えひめづくり
【学童・思春期】
- 第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する えひめづくり
【子育て全期間】
- 第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する えひめづくり
【子育て全期間】
- 第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する えひめづくり
【子育て全期間】

3 施策の体系

24の基本施策

(8基本目標×3基本施策)

※施策ごとの目標指標を設定する。

第5章 具体的な施策の目標

※別途 対比表参照

第6章 子どもの貧困対策（再編）

- 1 教育の支援
- 2 生活の支援
- 3 保護者に対する就労の支援
- 4 経済的支援

<提示>子どもの貧困に関する指標（全国・愛媛県）

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

- 1 県設定区域の設定
- 2 年度別教育・保育量の見込みと提供体制等
 - (1) 各年度における教育・保育の量の見込み
 - (2) 提供体制の確保の内容、実施時期
- 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
 - (1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期
 - (2) 認定こども園への移行への支援等
 - (3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策
 - (4) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携推進
- 4 特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成
 - (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育従事者
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業従事者
- 5 教育・保育情報の公表
- 6 広域調整

<参考>

市町別の地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供目標

第8章 計画の推進

1 計画推進のための各主体の役割

(1) 県の役割

計画の周知、全庁的な取組み、市町や地域活動団体との連携
計画の進捗状況分析、見直し。

(2) 市町の役割

子ども・子育て支援新制度の実施主体
県計画の周知・推進への協力

(3) 家庭に期待する役割

家庭は、子育てについての第一義的責任を有することの認識
家事・育児の支え合い。子育てと仕事の両立、働き方の見直し

(4) 企業（事業所）に期待する役割

子育ての意義・重要性への理解と関心
職業生活と家庭生活の両立ができる環境づくり、働き方の見直し

(5) 地域団体・住民に期待する役割

子どもは「地域の宝」であるとの認識
子どもや子育て家庭への見守りや支援の実践

2 計画の推進体制

(1) 愛媛県子ども・子育て会議

計画の総合的な進捗状況の管理、意見答申

(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議

計画の総合的、効果的な推進

(3) 市町・関係団体等との連携

計画の実効性を高めるための連携